

業務委託契約書（案）

委託業務の名称 震災・原発災の経験・教訓、復興状況伝承事業（ジャーナリストスクール開催事業）業務委託

委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額金 円）

委託の期間 着手 令和 年 月 日から
履行期限 令和7年2月28日

上記の委託業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別記1「震災・原発災の経験・教訓、復興状況伝承事業（ジャーナリストスクール開催事業）委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとし、軽微なものについては甲の指示によるものとする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。

（権利の帰属）

- 第3条 委託業務の実施に伴う著作権等の権利については、全て甲に帰属するものとする。
- 2 委託業務の履行に当たり、乙に帰属する特許権等が生じ、本件業務の実施に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、乙は、委託業務の実施に関して必要な範囲で、甲に無償の通常実施権を許諾するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

（受託者の義務）

- 第5条 乙は、本件業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。
- 2 乙は、すべての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- 3 乙は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

(再委託)

- 第6条 乙は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することは出来ないものとする。ただし、本業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は、再委託先の住所・氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対し連絡するものとする。(任意様式)
- 2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第25条に規定する機密情報及び第26条に規定する個人情報に再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

(資料の提供)

- 第7条 乙は、委託業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、そのほかの資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができる。
- 2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料・情報(以下「開示情報」という。)の正確性・有用性等について確認、検証の義務を負担しないものとする。
- 3 甲は、開示情報を乙に対して貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を委託業務の実施目的の範囲内で使用する正当な権限を有していることを保証する。

(委託業務実施状況の報告等)

- 第8条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の着手)

- 第9条 乙は、委託業務に着手したときは、すみやかに業務着手届(様式第1号)を提出しなければならない。

(事故等の報告)

- 第10条 乙は、委託期間中に事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに速やかに応急処置を加えたのち、延滞なく書面を持って甲に詳細な報告をしなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届(様式第2号)に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、速やかに検査をし、検査に合格した場合はその旨及び検査合格日を記載した書面(以下「検査合格書」という。)を完了届を受理した日から起算して7日以内に乙に交付するものとする。甲が乙から完了届を受理したにもかかわらず、甲が7日以内に検査結果の交付を乙になさない場合には、完了届を受理した日から起算して7日目をもって当該検査は合格したものとみなす。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 全ての成果品が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。

(委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。(様式第3号)
- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の3割を上限として前金払することができる。

- 4 乙は、前項の規定により前払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。（様式第4号）
- 5 甲は、前3項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

- 第13条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合に関する修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
- 2 甲が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第11条第5項の規定による委託業務の終了の日から起算して2年間とする。

（履行延滞の場合における遅延利息）

- 第14条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。
- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
 - 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

（損害負担）

- 第15条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

- 第16条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（委託業務内容の変更等）

- 第17条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（契約の解除）

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。
- (1) 乙が履行期限までに委託業務を完了しないとき。
 - (2) 乙が履行期限までに委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙が解除を申し出たとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人

である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第14条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(解除に伴う措置)

第20条 契約が解除された場合において、既納部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相応する金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

2 乙が契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失、き損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(一般的損害)

第21条 甲は、甲及び乙の責に帰することができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の

注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その負担については甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 22 条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰することができない場合には、その負担について甲乙協議して定める。

2 前項の場合、そのほか本契約の履行に関して、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(談合による損害賠償)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 24 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額がある時は、甲はこれを委託料の額から相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第 25 条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図画その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で開示される情報であって、口答による開示後 10 日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。

2 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 開示の時点で、既に公知のもの又は開示情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方からの開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第 26 条 乙は、本件業務の実施に関連して知った甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いてはほかに開示、公表、及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、甲が指定した情報を指すものとする。ただし、次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

(1) 第 7 条第 1 項に基づき開示する場合

(2) 法令に基づき開示が要求された場合

2 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。

3 乙は、前 2 項に規定するほか、個人情報の取扱及び管理について、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守るとともに、個人情報保護に関する法令に従うものとする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 28 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 29 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者
住 所 福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 受注者
住 所
氏 名